

クリーンなかごしま茶づくり運動第10期対策実施要領

1 趣旨

消費者のお茶の効能や食品としての安全性と環境への要求が高まる一方、市場単価が低迷している中、平成5年3月から全国に先駆けて取り組んでいる、クリーンなかごしま茶づくり運動を更に継続・発展させる必要がある。

そのためには、これまでのかごしま茶の安全・安心を消費者へ伝えるための各種取組と併せ、この取組を支えている経営主をはじめかごしま茶生産に従事する者自らの栽培・製造等作業時の安全に対する意識の向上を図る必要がある。

このため、クリーンなかごしま茶づくり運動推進事業実施要領2の規定に基づき第10期対策を定め、これに取り組むこととする。

2 重点項目

第10期対策として、次の事項に重点的に取り組む。

- (1) 生産から販売の過程を点検するかごしま茶基礎GAPを基本に高位な第三者認証の取得推進に関する事
- (2) 環境保全型茶業の推進に関する事
- (3) 異物混入防止対策に関する事
- (4) 海外の食品安全基準に対応した生産流通対策に関する事
- (5) 生産履歴開示の迅速化に関する事
- (6) クリーンな茶工場の実践と実態調査に関する事
- (7) 緑茶表示基準の遵守と「かごしま標章茶」及びかごしまブランドの促進に関する事
- (8) 栽培・製造等作業時の安全性向上に関する事
- (9) その他、本対策の目的達成に必要な事項

3 推進期間

令和3年3月から令和8年2月の5カ年とする。

4 実践対策

2の重点項目を推進するため次の項目を実践する。

(1) かごしま茶基礎GAPを基本に第三者認証の取得を推進

- ① かごしま茶基礎GAPは、消費者の求める農産物の安全性の確保、環境の保全、品質の向上等の視点から、各地区や茶工場においては、生葉生産農家まで確実に実践するとともに、K=GAP等の第三者認証の取得を推進する。
- ② K-GAP、JGAPを始めとする国内認証から ASIAGAP、GLOBALG.A.P.、FSSC

等の国際的な認証制度の取得を推進する。

(2) 環境に配慮した施肥の促進

有機資源の有効活用や土壌診断分析等により、茶園の窒素施肥量目標 50 k g / 10 a 以下の早期達成を図る。

(3) ポジティブリスト制度に対応した農薬飛散防止対策の強化

これまでのハマキ天敵やハマキコンN等の生物的防除を基幹とした総合防除体系の推進に加えて、ポジティブリスト制度に対応するため、次のとおり農薬の飛散防止対策を徹底するとともに散布回数の削減に努める。

- ① 散布の際、周辺作物や気象状況等を十分確認するとともに、相互に飛散しないように隣接栽培者と連携を十分取り合う。
- ② 飛散防止カバーや霧なし噴口等を利用し、飛散防止効果を高める。
- ③ 「お知らせ旗」の導入・設置に取り組み、地域内で飛散防止への理解を深める。

(4) 異物混入防止対策の徹底

食品業界にとって、今や異物混入による事故はその企業の存廃に関わる重大な問題となることから、次のとおり異物混入防止に向けて積極的な対策を講ずる。

- ① 各実践本部は、異物混入防止資料の作成や事例研修などを通じ、全茶業者への意識啓発を行う。
- ② 茶園・荒茶工場・仕上茶工場の各段階において、異物の混入防止・除去の対策を講ずる。

(5) 海外の食品安全基準に対応した生産流通対策に関すること

- ① 生産者は、その生産ほ場等をセットで登録し、農薬散布に留意した栽培管理を行うとともに、そこから生産された生葉は、ほかの生葉と区分して加工・流通させる。
- ② 県茶市場の買受人は、本システムにより生産された荒茶は、仕上げ加工を他と区分するなどして適確に実施する。

(6) 生産履歴情報開示の迅速化

平成15年3月から、県内茶業者が一丸となって取り組んでいる生産履歴開示制度を更に充実強化するため、次のとおり正確な記録と迅速な情報開示を行う。

- ① 茶生産履歴管理システム「茶れきくん」の導入の促進や、意識啓発により適正な記録とデジタル化による迅速な情報開示を行う。
- ② 生産履歴システムの取り組みを、あらゆる機会を通じて広く全国に広報する。

(7) 緑茶表示基準の遵守と「かごしま標章茶」制度の促進

緑茶表示基準の啓発や「かごしま標章茶」の指定に次のとおり努める。

- ① 茶業関係者に対して、J A S 法等関係法令及び日本茶業中央会が定めた緑茶表

示基準等を遵守するよう啓発する。

- ② 「かごしま標章茶使用基準」を活用した適正な運用により、かごしま茶の広報・宣伝に努める。

(8) クリーンな茶工場の実践と実態調査

クリーンなかごしま茶づくり運動を実践する茶工場の実態調査と指導を行い、新たな基準に基づいた再認定を進める。

(9) 栽培・製造等作業時の安全性向上に関すること

- ① 機械・施設等の安全講習会等に参加し、正しい取扱方を身につけるとともに、安全作業の意識向上に努める。
- ② 機械・施設等の保守点検を定期的実施するとともに、使用時には始業前点検を確実に実施する。
なお、機械・施設等を点検する場合は、必ずエンジンや主電源を切ってから行うなど事故防止に努める。

5 附則

この要領は令和3年3月1日から適用する。